

いること)

* 動物死体や床敷き等の廃棄物を一時的に凍結保存するため、死体用のフリーザーを保有すること

9) 飼養保管マニュアル(25条: 飼養保管マニュアルを定め、動物実験実施者や飼養者に周知し遵守させること)

* 各飼養保管施設に適した飼養保管マニュアルであること

* 飼養保管マニュアルを関係者に掲示等で周知し遵守させること

(1) マニュアルに、以下の記録・保存書類等について記載され、かつ必要な書類を保有していること

- ① 動物搬入時の検疫あるいは定期微生物検査等に関すること、およびその書類の保有
- ② 動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関すること、およびその書類の保有
- ③ 飼育室の環境条件に関すること
- ④ 飼育管理の方法に関すること
- ⑤ 動物の健康管理の方法に関すること
- ⑥ 逸走防止措置と逸走時の対応について
- ⑦ 廃棄物および廃棄物処理に関すること
- ⑧ 施設・設備の保守点検に関すること

10) 緊急時対応マニュアル(35条: 地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画を作成し周知すること等)

* 地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画を定めること(学内外の担当部署との連絡系統等を含む)

* 咬傷等の事故発生時に必要な医薬品類を配備すること

* 感染症の疑いで受診する場合、問診時に動物実験や飼養に携わっていることを伝えるよう指導すること

11) 飼養保管施設の掲示等

* 飼養保管施設に部外者が立ち入らないよう掲示や施錠等により入室者限定措置を講じていること

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 労働安全衛生にかかる事項については、総合安全衛生管理委員会又は各地区の衛生委員会に確認すること。○ 申請内容の変更について<ul style="list-style-type: none">* 申請内容に変更が生じた場合、書面での手続きが必要* 飼養保管施設の場所の変更については事前の新規申請が必要* 動物種の追加及び匹数の大幅な変更、安全管理の必要な実験(感染・組換え・放射線・発癌等化学物質)の区分変更、実験動物管理者の変更については、変更内容を明記した書類による変更申請が必要* 必要に応じて、動物実験委員会が再度現地を調査する |
|--|

改 2018.9